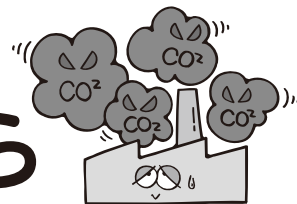


光化学スモッグ・PM2.5 注意報が発令されたら



5月～9月は、光化学スモッグが発生しやすい時期です。光化学スモッグは、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

また、今年では西日本において環境基準を超える濃度のPM2.5(微小粒子状物質)が一時的に観測されました。

注意報が発令されたら

- ・屋外での激しい運動は避けましょう。
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう。
- ・換気や窓を開けるのを必要最小限にしましょう。
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な方は被害を受けやすいので特に注意しましょう。

※PM2.5(微小粒子状物質)とは、粒子の大きさが千分の2.5mm以下の非常に小さな物質のことで



問合せ 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232

離職した方へ～国民健康保険税の軽減～

雇用保険の特定受給資格者(倒産や解雇などの事業主都合により離職)や特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職)の方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

●対象者

現在国保に加入している方または今後加入する方で、次の①から③の条件をすべて満たす方

- ①平成21年3月31日以降に解雇や雇い止めなど非自発的な理由で離職された方
- ②離職時点で満65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証(第1面)「離職理由」欄の理由コードが次に該当する方

- ・特定受給資格者 (11・12・21・22・31・32)
- ・特定理由離職者 (23・33・34)

●軽減期間

平成22年度以降の国保税から適用され、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

●軽減額

国保税所得割額について、前年の給与所得を30/100とみなして算定します。

●申請

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、税務課(⑦番窓口)にて申請をしてください。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461